

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 県立自然公園の区域の一部を変更した件	一九
○ 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	一九
○ 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一九
○ 平成二十八年大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件	一九
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	一九
○ 県営土地改良事業計画を変更した件	一九
○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	一九
○ 道路の区域を変更する件十六件	一九
○ 道路の供用を開始する件九件	一九
○ 公告	
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二〇〇
○ 港湾計画の変更の概要を公告する件	二〇〇
○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二〇三
○ 福島県教育委員会教育長	
○ 落札者を決定した件	二〇四
○ 正 誤	
○ 平成二十九年三月二十八日付け定例第二千八百八十五号中	二〇四

告 示

福島県告示第二百六十七号
 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号）第六条第一項の規定により、磐城海岸県立自然公園の区域を次のとおり変更した。
 変更後の区域を表示した図面は、福島県生活環境部自然保護課及び福島県いわき地方

振興局県民部県民生活課において縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した区域
 いわき市平薄磯字北ノ作、字北街、字中街、字南街、字南作及び字小塚の各一部
 （自然保護課）

福島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十九年三月三十一日から同年七月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか

二 変更しようとする事項
 1 駐車場の自動車の出入口の位置
 （変更前）別紙図面のとおり
 （変更後）別紙図面のとおり

2 駐車場の自動車の出入口の数
 （変更前）四箇所
 （変更後）三箇所

三 変更しようとする年月日
 平成二十九年四月一日

四 届出年月日
 平成二十九年三月十七日

五 届出をした者
 株式会社デンコードー

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年三月三十一日から同年四月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
 - 1 騒音の発生に係る事項
 - 営業時間の変更に伴い懸念される騒音について、予測値は基準値より下回り周辺への影響は少ないとあるが、今後も引き続き、近隣住民の環境向上及び近隣住民との融和に努めていただきたい。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十号

平成二十八年度大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 原種の配付数量	品種名	数量(単位 キログラム)
大豆	タチナガハ	六〇
	大豆合計	六〇
二 原種の配付価格	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
大豆	一キログラム	五三九円

(水田畑作課)

福島県告示第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、駒形土地改良区から平成二十九年三月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第二百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、右田・海老地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する書類

- 一 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
 - 平成二十九年四月三日から
 - 同 月二十四日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
 - 南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 1 いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
 - 3 潮害の防備
 - 二 解除の理由
 - 1 道路用地とするため
 - 2 解除予定保安林の所在場所
 - 3 いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 三 保安林として指定された目的
 - 1 公衆の保健
 - 2 解除の理由
 - 3 道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

福島県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡石川町大字中田 字曲沢四番四地先から 同 郡同 町大字中田 字曲沢一番地先まで	変更前	一〇・九 一八・三	一二六・五
		変更後	五・八 一五・九	

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡石川町大字中田 字下三森二四番二地 先から 同 郡同 町大字中田 字上矢造二六番一地 先まで	変更前	五・三 二〇・四	一一五・〇
		変更後	五・三 一六・八	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道下関 河内小生 瀬線	東白川郡矢祭町大字下 関河内字沼ヶ沢一一番 一地从り 同 郡同 町大字下 関河内字日渡六五番一 五地先まで	変更前	一一・八 二六・一	一一〇・〇
		変更後	一三・一 二七・五	

(道路計画課)

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字上 関河内字田中前九八番 地先から 同 郡同 町大字小 田川字中山一〇八番七 地先まで	変更前	五・五 二八・〇	二、四〇〇・〇
		変更後	五・五 二八・〇 一三・〇 六〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	相馬市磯部字狐穴七三 二番地先から 同 市柏崎字梅川二六 八番地先まで	変更前	九・九〇	二、九七〇・六
		変更後	七五・〇	二、九七〇・六

(道路計画課)

福島県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 新地線	相馬市中野字寺前一三 六番地先から 同 市中村字砂子田一 四五番一地先まで	変更前	一六・一〇	四一七・〇
		変更後	一九・一〇	四一七・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 新地線	相馬市塚部字益田一一 七番一地先から 同 市塚部字内城二五 〇番一地先まで	変更前	一二・四〇	六五・八
		変更後	三五・〇	六五・八

(道路計画課)

福島県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道富岡 停車場線	双葉郡富岡町小浜字釜 田二〇三番地先から 同 郡同 町小浜字釜 田一一九番地先まで 同 郡同 町小浜字釜 田一七九番地先から 同 郡同 町小浜字釜 田一一九番地先まで	変更前	七・〇〇	三三三・二
		変更後	一一・〇〇	三三三・二

(道路計画課)

双葉郡富岡町小浜字釜田一七九番地先から同郡同町小浜字釜田一一九番地先まで	変更後	B 九・〇〇〇 四〇・〇〇	一八八・〇〇
--------------------------------------	-----	---------------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第百八十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野小高線	双葉郡広野町大字折木字大平八六番二地先から同郡同町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅見川字桜田五七番一 地先から 同郡同町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先まで 双葉郡広野町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先から 同郡同町大字下北迫字東町二番二地先まで 双葉郡広野町大字下北	変更前 A 二五・〇〇	三・〇〇〇 二五・〇〇	四、八一〇・四
		変更後 B _二 四四・〇〇	一二・五〇〇 四四・〇〇	一、五二〇・〇

区 間	変更後	A	C	延 長
双葉郡広野町大字下北迫字大谷地原一六番一 地先から 同郡同町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅見川字桜田五七番一 地先から 同郡同町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先まで 双葉郡広野町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先から 同郡同町大字下北迫字東町二番二地先まで 双葉郡広野町大字下北迫字東町二番二地先から 同郡同町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで	変更後	A 四・〇〇〇 四・五〇〇	C 七・〇〇〇 二五・八〇〇	一、五九〇・〇〇 三・五〇〇 一、五九〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道久之 浜港線	いわき市久之浜町久之 浜字立一三〇番地先か ら 同 市久之浜町久之 浜字沢目八番一地先ま で	変更前	七・六〇	六九五・七
		変更後	四八・五〇	
		変更前	七・六〇	六九五・七
		変更後	四一・二〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯字小塚 三三番三地从り 同 市平薄磯字北ノ 作一五番地先まで	変更前	四・六〇	一、三三〇・〇
		変更後	八二・〇〇	
		変更前	四・六〇	一、三三〇・〇
		変更後	八二・〇〇	

八二・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市平薄磯字北ノ 作一五番地先から 同 市平沼ノ内字浜 街一八二番一三七地先 まで	変更前	三・六〇	一、三三六・〇
		変更後	三八・〇〇	
		変更前	三・六〇	一、三三六・〇
		変更後	四一・八〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後	(メートル)	

路線名	区 間	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道四倉 久之浜線	いわき市四倉町字六丁目一六四番二地先から 同 市久之浜町田之 網字江之網四〇番地先 まで	変更後	一三・六〇 三八・〇〇	一九四・九〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道四倉 久之浜線	いわき市久之浜町田之 網字横内八四番一地从 から 同 市久之浜町田之 網字静六八番一地从ま で	変更前 変更後	一〇・九〇 三三・五〇 一〇・九〇 三六・三〇	九九九・〇〇 九九九・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-------	-----

路線名	区 間	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道四倉 久之浜線	いわき市久之浜町久之 浜字後三松九番地先か ら 同 市久之浜町久之 浜字中川原三四番一 地 先まで	変更前 変更後	一一・五〇 三八・三〇 一四・三〇 三八・三〇	二二一・〇〇 二二一・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道泉岩 間植田線	いわき市小浜町東ノ作 三〇一番地先から 同 市小浜町渚六七 番地先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 五七・七〇 一四・〇〇 四三・五〇	五四九・四〇 五四九・四〇

(道路計画課)

福島県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字中田字曲沢四番 四地先から 同 郡同 町大字中田字曲沢一番 地先まで	平成二九年三月二日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道古殿須賀川線	石川郡石川町大字中田字下三森二 一四番二地先から 同 郡同 町大字中田字上矢造二 一六番一地先まで	平成二九年三月二日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡西会津町群岡字蟹沢乙一〇 七三番一地先から 同 郡同 町群岡字蟹沢乙一〇 七三番一地先まで	平成二九年三月二日

福島県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町海老相馬線	相馬市磯部字狐穴七三三番地先から 同 市柏崎字梅川二六八番地先まで	平成二九年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道富岡停車場線	双葉郡富岡町小浜字釜田一七九番 地先から 同 郡同 町小浜字釜田一一九番 地先まで	平成二九年四月一日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道久之浜港線	いわき市久之浜町久之浜字立一三〇番地先から 同 市久之浜町久之浜字町後五二番二地先まで	平成二十九年三月三二日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市平薄磯字小塚三三番三地先から 同 市平薄磯字北ノ作一五番地先まで	平成二十九年三月三二日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市平薄磯字北ノ作一五番地先から	平成二十九年三月三二日

同 市平沼ノ内字浜街七九番一
地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市小浜町東ノ作三〇一番地先から 同 市小浜町渚六七番地先まで	平成二十九年三月三二日

(道路計画課)

公 告

公告第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津北部土地改良区
退任した役員
役別 氏名 住所
理事 猪俣 希男 喜多方市熱塩加納町熱塩字中志田丁一七八番地

(農村計画課)

公告第七十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、小名浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 港湾計画の変更の概要
 港湾計画の変更の概要を公告する件（平成二十五年公告第三百六十七号）によりその概要を変更した小名浜港湾計画について、平成四十年代前半における取扱貨物量を二千五百四十万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。
 ア 泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東港	二〇	四
藤原ふ頭・大剣	一二	二
同	一〇	一
同	一〇	一

以下の施設を廃止する。

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
藤原ふ頭・大剣	一〇	一
同	七・五	二
同	六・五	二

イ 航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
東港	二〇	一三
藤原ふ頭・大剣	一二	七

(二) 係留施設計画

ア 岸壁

以下の施設を廃止する。

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
東港	公共用	二〇	二バース	一般船用
藤原ふ頭	同	一〇	一バース	同
大剣	同	一二	一バース	コンテナ船用
同	同	一〇	一バース	一般船用

イ 栈橋

以下の施設を廃止する。

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
藤原ふ頭	公共用	一〇	一バース	一般船用
同	同	七・五	一バース	同
大剣	同	七・五	二バース	同

(三) 臨港交通施設計画

道路

大剣	地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数	用途
		専用	六・五	一バース	危険物船用

(四) 港湾環境整備施設計画

名称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路一号線（区間A）	東港地区	三号ふ頭地区	二車線

栄町	東港	地区名
(九) 九	(五二) 五二	用ふ地頭
(二二) 二二	(一一) 一一	用関港地連湾
		用地厚交流
		用地業
		用地機都市
(四) 四	(二二) 二二	用地機交通
		設用地取扱危険物
(二一) 二一	(七) 七	緑地
(二七) 二七	(七二) 七二	合計

注一 (一)は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
注二 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
イ 土地利用計画

(単位 ヘクタール)

大剣	栄町	東港	地区名
(五) 五	(二一) 二一	(二六) 二六	用ふ地頭
			用関港地連湾
			用地厚交流
			用地業
			用地機都市
	(二一) 二一		用地機交通
			設用地取扱危険物
			緑地
(五) 五	(二一) 二一	(二六) 二六	合計

(単位 ヘクタール)

(五) 土地造成及び土地利用計画
ア 土地造成計画

東港	地区名
	面積(ヘクタール)
七	

緑地

注一 (一)は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注二 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
(六) 港湾の効率的な運営に関する事項

剣浜	大剣	藤原	ふ頭	藤原	渚	高山	ふ頭	七号	五・六号	ふ頭	四号	三号	一・二
	(二七) 二七		(一〇) 一〇	(一三) 一三			(三二) 三二	(一三) 一三	(二七) 二七	(二三) 二三	(九) 九	(四) 四	(四) 四
(三) 三	(八) 八	(二) 二	(二三) 二三	(一三) 一三			(一三) 一三	(四) 四	(七) 七				(二) 二
	(二) 二	(二八) 二八			(五四) 五四	(七一) 七一							(九) 九
													(五) 五
(三) 三	(七) 七	(二) 二	(二) 二	(一) 一	(六) 六	(五) 五	(三) 三	(二) 二	(二) 二	(一) 一	(二) 二	(三) 三	(三) 三
	(五) 五												(五) 五
(二一) 二一	(五) 五								(一) 一			(三) 三	(二) 二
(二七) 二七	(三) 三	(二〇) 二〇	(三三) 三三	(二四) 二四	(六〇) 六〇	(七六) 七六	(四六) 四六	(三三) 三三	(三三) 三三	(二〇) 二〇	(一三) 一三	(三三) 三三	(三三) 三三

効率的な運営を特に促進する区域（臨海部産業エリア）

東港	地区名	港湾施設の種類 又は土地の用途	規 模 又 は 面 積
	交通機能用地	面積一ヘクタール	
東港	ふ 頭 用 地	水深二〇メートル 二バース 水深一四メートル 一バース	
	岸 壁	水深二〇メートル 二バース 水深一四メートル 一バース	

(七) その他重要事項

ア 大規模地震対策施設

東港	地区名	港 湾 施 設
東港	岸壁 水深二〇メートル 二バース 道路 臨港道路一号線(区間A) 二車線 道路 臨港道路一号線(区間B) 六車線	
大剣	岸壁 水深二メートル 一バース 道路 臨港道路大剣ふ頭内線 二車線	

イ 港湾施設の利用

地区名	港 湾 施 設
三号ふ頭	岸壁 水深一〇メートル 二バース(物資補給岸壁)

ウ その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

東港地区の一部については、将来の貨物需要に対応するための岸壁の将来構想とし、今後、その具体化を検討する。

二 変更後の港湾計画の縦覧の場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県土木部河川港湾総室港湾課

(港湾課)

公告第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第

一項の規定により、須賀川市から県中都市計道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第4号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム調達について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年 3月31日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る物品等の件名及び数量
福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム調達 F T E数6,306
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 3月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
152,597,520円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年 1月17日

(教育総務課)

○平成二十九年三月二十八日付け定例第二千八百八十五号中			
		一八一	一八二
下	上	下	
一〇	四	九 後ろか ら一三	
福島県告示第 二百六十三号	福島県告示第 二百六十六号	福島県告示第 二百六十五号	福島県告示第 二百六十四号
福島県告示第 七十五号	福島県告示第 二百六十五号	福島県告示第 二百六十四号	福島県告示第 二百六十三号

正 誤

